

○財務省告示第七十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年四月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日
財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三十五回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 三 振替法の適用 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）
- 四 発行方法 各申込みのうち応募価格の高い
- 五 募入決定の
イ 方法 価格競争

八
最
振替
額
最低
額
面
金

十
一
発
行
行
格
日

十
二
行
争
非
者
特
国
債
市
場
入
札
発
行
争
格
日

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金とす。整数倍の金額によるものとす。
平成二十四年四月二十六日

十
三
銭
額
金
額
百
円
に
つ
き
九
十
九
円
八
格
十
五
銭
以
上
の
そ
れ
ぞ
れ
の
応
募
価
額
十
五
百
円
に
つ
き
九
十
九
円
七

(一) 年一・七パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加、次の算

式により算出した金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7 \times 37}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に、その利息
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿の

